



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 1月17日火曜日 第2840号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）.....18  
 道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....（ " ）.....18  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....18  
 道路の区域変更（県道久米垣生線外）.....（ " ）.....19  
 道路の供用開始（県道久米垣生線外）.....（ " ）.....19  
 道路の区域変更（県道宇和野村線）.....（南予地方局西予土木事務所）.....19  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....20  
 道路の供用開始（一般国道 378 号）.....（ " ）.....20

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....（男女参画・県民協働課）.....20

## 告 示

### ○愛媛県告示第35号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
（般 - 26）第16611号	平成26年 12月28日	（株）アメニティーハウス	大谷 敦史	松山市天山3 - 13 - 12	平成28年 12月7日	建築工事業	建設業の廃止
（般 - 27）第14626号	平成27年 9月13日	吉田板金	吉田 敏明	松山市下伊台町乙577	平成28年 12月28日	管工事業 板金工事業	建設業の廃止 （法人成り）

### ○愛媛県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市新石手甲55番1地先から 同市新石手甲55番3地先まで	旧	メートル 11.2～17.2	キロメートル 0.050	
			新	12.5～19.0	0.050	

### ○愛媛県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市新石手甲55番1地先から 同市新石手甲55番3地先まで	平成29年1月17日

○愛媛県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市余戸中二丁目1319番4地先から 同市余戸西二丁目2331番1地先まで	旧	メートル 7.6~70.7	キロメートル 0.680	
			新	7.6~70.7	0.680	
"	松山松前伊予線	松山市余戸中二丁目1319番4地先から 同市余戸南四丁目1337番3まで	旧	16.1~23.7	0.099	
			新	16.1~24.6	0.099	
"	砥部伊予松山線	松山市余戸南五丁目1672番から 同市余戸西一丁目3974番3地先まで	旧	5.6~40.5	0.058	
			新	6.8~32.6	0.058	

○愛媛県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市余戸中二丁目1319番8から 同市余戸西二丁目2331番1地先まで	平成29年1月17日
"	松山松前伊予線	松山市余戸中二丁目1319番8から 同市余戸南四丁目1684番まで	"
"	砥部伊予松山線	松山市余戸南五丁目1672番から 同市余戸西一丁目3974番3地先まで	"

○愛媛県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	西予市野村町鎌田39番3から 同町鎌田483番1まで	旧	メートル 14.7~29.5	キロメートル 0.08	
			新	22.6~31.7	0.08	

## ○愛媛県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	西予市野村町鎌田39番3から 同町鎌田483番1まで	平成29年 1月17日

## ○愛媛県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市明浜町依津2番耕地888番1地先から 同町依津2番耕地858番2地先まで	平成29年 1月17日

---

公 告

---

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 1月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年 1月 4日	NPO法人 認知症予防サポートげんきの森	木 原 真由美	松山市道後樋又4番21号	この法人は、認知症の発病前での予防及び、認知症予防に対する地域の方々のサポートに関する事業を行い、以って福祉の増進に寄与することを目的とする。